

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 保安林の解除予定
- 〃
- 〃

障害福祉課

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

経営支援課
監理課
建築指導課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動

選挙管理委員会

【監査委員】

- 外部監査人補助者の告示

監査事務局

【公安委員会】

- 指定講習機関の指定の一部改正
 - 運転免許取得者等教育の認定の一部改正
- 【正誤】
- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程の正誤
- （県例規集登載）

運転免許課

総務企画課

◎岡山県告示第二百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和五年五月十六日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

土井 雄喜

ぼうこう・直腸、小腸

あさのクリニク

総社市中央二―三―五

大槻 剛巳

肢体不自由

新庄村国民健康保険診療所

真庭郡新庄村一九九八番地一

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

片岡 祐子

聴覚、平衡、音声・言語機能、そしやく機能

矢掛町国民健康保険病院

小田郡矢掛町矢掛二六九五

志茂 公洋

呼吸器・肝臓

医療法人清梁会 高梁中央病院

高梁市南町五三番地

片山 泰弘

腎臓、ぼうこう・直腸

地方独立行政法人玉野医療センター

玉野市宇野二丁目三番一号

久保 元基

心臓

津山中央病院

津山市川崎一七五六

◎岡山県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
岡山市北区御津虎倉字池ノ奥一九一五の八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区御津虎倉字池ノ奥一九一五の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
井原市門田町字雨堤三二五三の一二、字兎ヶ原四六五四の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

〔二七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 グンゼ開発津山貸店舗

所在地 津山市二宮字中原北一九二〇番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 グンゼ開発株式会社

住所 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号

代表者の氏名 代表取締役 熊田 誠

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 グンゼ開発株式会社

住所 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号

代表者の氏名 代表取締役 赤瀬 康宏

（変更後）

名称 グンゼ開発株式会社

住所 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号

代表者の氏名 代表取締役 熊田 誠

4 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年五月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年五月二十六日から同年九月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二七二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市長船町長 船地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年五月十五日	終了年月日

〔二七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田六六一―一、六七―一、六八、六九―一、六九―二、六九―三、六九―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

笠岡市飛島五三九六一―四

有限会社三萬吉

代表取締役 山河 義弘

笠岡市中央町二九―三

株式会社木乃新

代表取締役 中山 博祥

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二日岡山県指令建指第四八五号

〔二七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九―一、五九―二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区浜野一丁目二―三三メゾンギヤラクシー二〇一号室

山本光一郎

山本 采佳

三 許可年月日及び許可番号

令和五年四月五日岡山県指令建指第六号

〔二七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田六六一―一、六七―一、六八、六九―一、六九―二、六九―三、

六九―四

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

笠岡市飛島五三九六一―四

有限会社三萬吉

代表取締役 山河 義弘

笠岡市中央町二九―三

株式会社木乃新

代表取締役 中山 博祥

五 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二日岡山県指令建指第四八五号

◎岡山県選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和五年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林

裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さとうひろふみ後援会	塩田益也	佐藤伸子	都窪郡早島町前潟九一	令和五・四・二八
塩津心後援会	塩津心	塩津心	倉敷市中島一二八二	四・一九
下山やすゆき後援会	下山静之	下山由佳里	勝田郡勝央町黒坂三一―三	四・一八
新田よしずみ後援会	道上正寿	青木英隆	英田郡西栗倉村影石一八四九―一	四・三
夢つむぐまち早島をつくる会	塩田益也	佐藤伸子	都窪郡早島町前潟九一	四・二八

◎岡山県選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和五年五月二十六日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

逢 勇 会

ALLWEATHER

岡本たいすけ後援会

自民党岡山市議団を支援する会

代表者の氏名

谷 口 薫

丸 山 悦 二

小 林 隆 夫

荒 島 信 昭

岡山県選挙管理委員会
委員長

大 林 裕 一

解散年月日

令和五・三・二五

〃 〃 四・二〇

〃 〃 三・二五

〃 〃 四・一〇

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和五年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

太田 栄 司	太田えいじ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区佐山二二二	岡山市北区芳賀二三七四―一	令和五・四・二三
大月 晴 一	大月せいいち後援会	〃	〃 西山内五七	〃 足守一五八七―四	四・一四

◎岡山県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人上尾洋平が岡山県と令和五年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助する期間は、次のとおりである。

令和五年五月二十六日

岡山県監査委員	笹井茂智
岡山県監査委員	山本雅彦
岡山県監査委員	浅間義正
岡山県監査委員	飛山美保

氏名	住所	期間
井上 雅雄	岡山市北区学南町三丁目九番二四の一号	令和五年五月二十六日 から 令和六年三月三十一日 まで
黒田 直樹	倉敷市福島三七一の八	
鈴木 清英	津山市船頭町五八	
井上 民子	岡山市中区国富一丁目六番五号	

◎岡山県公安委員会告示第六十二号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十六日

岡山県公安委員会

本則の表四の項中「株式会社倉敷自動車教習所」を「株式会社モトヤエデュケイツ」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第六十三号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十六日

岡山県公安委員会

本則の表四の項中「株式会社倉敷自動車教習所」を「株式会社モトヤエデュケイツ」に改める。

令和5年5月26日 岡山県公報 第12500号

〔八〕令和五年五月十日付け（号外）公布岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程（岡山県企業管理規程第六号）に誤りがあった。

行	誤	正
終わりから四	第九項	第八項
終わりから五	第九項	第八項
	同条第八項	同条第七項
	第十項	第九項
終わりから六	削り、同条第八項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第七項とし、	削り、
終わりから七	「並びに第七項及び第八項」を「及び第七項」に改め、	「及び第七項に規定する伝染病防疫作業に従事する職員」を削り、